

新型コロナウイルス対策
に関する緊急要望書

一般社団法人 全国企業主導型保育事業連合会

令和2年3月25日

少子化対策担当大臣

衛藤 晟一 様

一般社団法人 全国企業主導型保育事業連合会
会長 木村 義 恭

緊急要望書

平素より全ての子どもたちの最善の利益を保障する幼児教育・保育へのご理解と制度設計にご尽力賜り誠にありがとうございます。

今、幼児教育・保育現場では、新型コロナウイルス感染拡大における対応とその恐怖に怯えながらも目の前にいる子どもたちの保育とその保護者の就労や子育て支援に使命感をもって取り組んでおりますが言葉では表現することが難しいほど疲弊しております。

政府による小・中・高等学校・特別支援学校の臨時休校の要請を受け、厚労省事務連絡令和2年2月27日付け、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」の中で「感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい」と保育の継続を発出しました。

また世界保健機関（WHO）は11日、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大について「パンデミック」を宣言しました。夏になればインフルエンザのように消えてなくなるだろうという希望的観測は打ち消され、今後長期化を見通したときに、持続可能な保育施設運営をしていくためには、マスクや衛生品、アルコール消毒、保育士の確保や給与補償に加えて安定的な運営が出来るよう保育士の直接支給される特別支援を考慮しなければ、警察、病院、地方自治体同様の社会インフラである保育機能を発揮させることはできません。

更に企業主導型保育事業は認可外保育施設であっても内閣府の補助事業の実施施設であり子ども・子育て支援制度では認可保育所・幼稚園・認定こども園同様に幼児教育の無償化の施設として位置づけられております。今回の新型コロナウイルスの対策において認可施設同様な支援策は重要であります。

今以上に国や自治体と連携を強化し、全国どこにおいても全ての子どもたちの最善の利益を保障し、保育の最前線で見えないウイルスと戦いながら取り組んでいる保育士のためにも、また待機児童解消に大きく寄与している全国各地の企業主導型保育事業者の声をお届けし緊急要望致します。

1) 企業主導型保育施設にもマスクやアルコール消毒液などの 衛生用品の優先供給・物資提供をお願いします。

現場ではマスクや手指用消毒アルコール、更にはトイレットペーパー、ティッシュペーパーなどの通常保育に欠かせない衛生用品の不足が大変深刻になっております。すでに底をついてしまった施設、あと1週間分しかないなど、緊急を要する施設が出てきております。

現在は、会員施設間の提供依頼、利用者家庭への提供依頼など、様々な対応を行い何とか運営している状態ですがそれも長くは続きません。今後の購入に対する不安の声が多く寄せられております。自治体によっては消毒液やマスクを保育施設等に提供し始めているところも出てまいりましたが、まだまだ少数です。企業主導型保育施設にも認可保育所同様、優先的にご提供いただけるよう、よろしくお願いいたします。

2) 安定した運営のためのスムーズかつ通常通りの 運営費支給をお願い致します。

企業主導型保育事業は児童育成協会より運営費が補助されておりますが、申請から承認、支給決定までに時間が掛かっています。その大きな理由として度重なる差戻し作業があり、一度で済むことがその都度に求められることにあります。

また企業主導型保育事業の設置者または運営者は保育事業のみならず他業種の運営にも携わっております。市場経済が大変厳しい状況の現在、運営費の遅延を本部事業から繰り入れまたはつなぎ資金を充当すること自体難しくなってくるのが懸念されております。このことにより保育士の処遇に影響が出ることも考えられますので特段のご配慮をお願い致します。

更には新型コロナウイルス感染症により、企業主導型保育施設において保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことが出来なくなる場合や連携職員などの勤務時間の不足などが考えられますが、そのことにより加算等の支給に影響が及ばないようにお願い致します。

給付施設への公定価格の加算等については、当該職員が勤務しているものとみなして算定することになるため、例えば、3歳児配置改善加算やチーム保育推進加算など、職員を加配することを要件としている加算の場合も通常どおり支給することになっています。

また、現在の在り方を踏まえ、4月以降休園となった場合の運営費の考え方についても不安を感じておりますので同様に方向性をお示しいただきますようお願いいたします。

3) 地方自治体への事務連絡の発出を。

企業主導型保育事業は認可外保育施設であっても子ども・子育て支援法では認可保育所・幼稚園・認定こども園同様に幼児教育の無償化の施設として位置づけられております。今回の新型コロナウイルスの対策において認可施設同様な支援策は重要であります。会員園に施設の設置されている自治体との連携、情報共有を確認したところ半々の状況で都道府県、政令中核都市に届出をしている保育施設でありながら情報が届いていない現状があり、正確な情報が届くことが重要と考えます。

保育対策総合支援事業費補助金の交付要綱（案）（事務連絡令和2年3月10日厚生労働省子ども家庭局保育課）では実施主体が都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者であり、対象施設等は保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設となっております。認可外保育施設である企業主導型保育事業において今回の保育対策総合支援事業費補助金の交付要綱は周知されていない場合や対象から外されているケースがあります。

同じように保育を実施している企業主導型保育事業者に対しても市町村より情報共有や補助対象施設として取り扱われるよう事務連絡の発出をお願い致します。

重ねて、事業完了は原則年度内までとなっているため、その予定で発注等を行う必要があります。しかしながら、申請および納品に関して期間が短すぎるため翌年度に納品となることも十分考えられます。このため大阪府八尾市では3月中に業者に対して在庫確認や購入の意思表示等を行っている場合は発注・納品・支払が4月以降でも対象とすることが出来ると通知しております。厚生労働省の保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援に関するFAQ（令和2年3月12日時点版）において令和2年度も本事業を継続するか否かについては、関係省庁と現在調整中ですので、決定次第、お知らせします。とありますが、未だ公表されておりません。早急に令和2年度予算として正式に公表頂きますようお願い致します。

4) 企業主導型保育事業の情報を公開してください

多様な働き方に寄り添う企業主導型保育事業は同時に待機児童解消にも寄与していますが、児童成協が示す企業主導型保育事業助成決定一覧はあくまでも助成決定一覧であって利用者が閲覧等するものではありません。このため利用希望者は自分の町に企業主導型保育事業施設があるのか否か、またあったとしても決定一覧は市町村名のみであるため居住地からの距離感が分からない状況にあります。

今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴い100を超える保育園が休園しております。一方で非正規雇用労働者が増えており就労しなければ生計が厳しい家庭も多くあるのが事実です。今後新型コロナウイルス感染拡大が長引くと新規に就労を求める方々が休園にともなって一時的に保育を希望されるかたが発生することが予想されます。その受け入れ態勢整備強化のためにも現在運営されている企業主導型保育事業施設の情報を公開ください。現在多くの利用者は問い合わせにメールを活用していることと企業主導型保育事業の申請等は全て電子メールで行われておりますので公開に関してはお問い合わせ電子メールもお願い致します。

なお、開示に時間を要する場合は、本会が無償でその業務を代行いたします。

5) 保育対策総合支援事業費補助金の交付要綱（案）（事務連絡令和2年3月10日厚生労働省子ども家庭局保育課）の遡及対応を

コロナウイルスの感染拡大を防ぐために保育対策総合支援事業費補助金の交付要綱（事務連絡令和2年3月10日厚生労働省子ども家庭局保育課）が発出され実施主体である都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）は実施に向けて検討したが締め切りが数日であることや年度末を迎え市町村等には財源が確保することが難しいことからこの補助金を見送ったところも多くあります。

また、この補助事業である保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援に関してでは交付要綱のかがみ文に、（新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が国内で初めて確認された、）令和2年1月16日からが対象となることから、それ以前に子ども達の安全を確保する今回と同等のものは該当しないこととなっております。

日本中どこにおいても、市町村等の財源力にかかわらずすべての子どもが平等に安心安全が保障され、またその確保策にいち早く取り組んだところも該当されるよう令和元年度に実施されなかった市町村等には令和2年度にも財源が確保されることと同時に補助期間を令和元年4月1日に遡及して実施されますようお願い致します。

以上